

# 第4回 史跡玉川上水整備活用計画検討委員会

議事資料

令和6年3月28日

# 本日の議事内容

## I 報告事項

整備活用計画の改定に係る住民説明会（第2回）

## II 検討事項

- 1 これまでの検討状況
- 2 植生管理の進め方・管理案
- 3 活用整備の進め方・施策案
- 4 改定計画について

# I 報告事項

---

- 整備活用計画の改定に係る住民説明会（第2回）

# I 整備活用計画の改定に係る住民説明会（第2回） <報告>

## 開催概要

※ 参考資料p1 「整備活用計画の改定に係る住民説明会（第2回）」

【開催日時】 令和6年2月9日（金）17:00～18:35 （会場：武蔵野スイングホール）

【議事内容】 ① 史跡玉川上水整備活用計画の改定について、② 意見交換

【参加者数】 28名

事項	寄せられたご意見・要望（抜粋）
水路・法面の保全	<ul style="list-style-type: none"><li>● 今後は見た目ではなく、モニタリング結果を踏まえて、優先箇所や対応箇所を判断してほしい。</li><li>● 法面がオーバーハングしている箇所の樹木は危なそうに見えるが、測定した結果、法面の後退がなければ、（樹木の伐採を）様子見をしてほしい。</li></ul>
ヤマザクラ並木の保存	<ul style="list-style-type: none"><li>● ゾーン毎の地域性や色々な意見がある中で、ゾーン④を名勝区間として、尊重されているのがうれしい。</li><li>● ヤマザクラ以外を排除するのは生物多様性に反する。ヤマザクラを被圧したものでなければ、他の樹木と共存できる。</li></ul>
植生管理	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生物多様性は重要であるが、史跡・名勝として、次世代に受け継ぐ価値・守るべき価値を損ねないような生物多様性の検討をしてほしい。</li><li>● エコロジカル・ネットワークの観点から、針葉樹や常緑樹の古木・大木を残すことは、動物の隠れ家としても大事なもので、安全な箇所では残してほしい。</li></ul>
活用整備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 活用整備の目標に生物多様性を追加してほしい。</li><li>● 柵を統一する理由はあるのか。地域ごとに柵の形状が違ってよいのではないか。</li><li>● 小平市域では柵が低い区間がある。堀が深く危険な箇所が放置されていることを認識してほしい。安全性の確保を大事にしてほしい。</li></ul>

## Ⅱ 検討事項

---

### 1 これまでの検討状況

(1) 検討の流れ

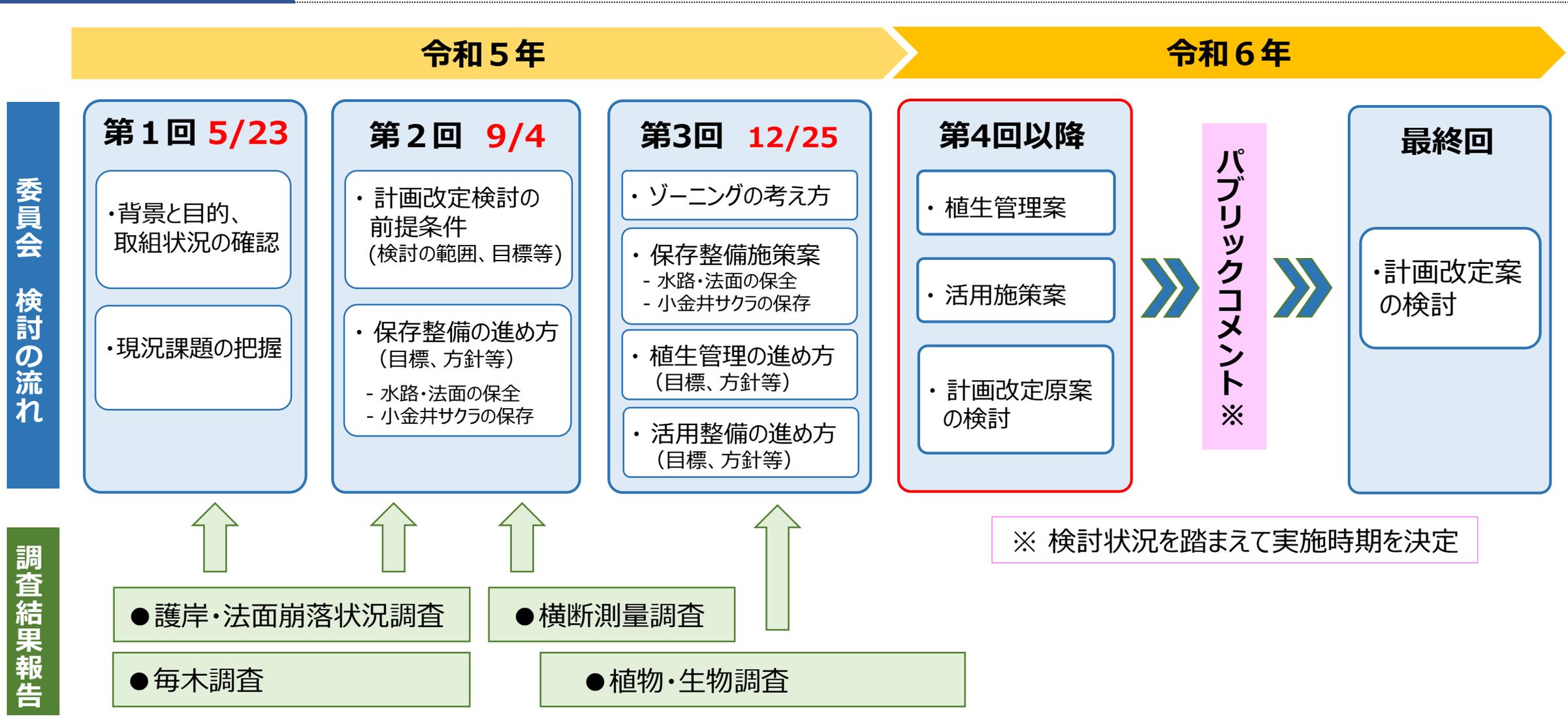
(2) 第3回委員会でいただいた主なご意見等

2 植生管理の進め方・管理案

3 活用整備の進め方・施策案

4 改定計画について

(1) 検討の流れ



## (2) 第3回委員会でいただいた主なご意見等 (1/2)

事項	意見・助言等	検討状況
植生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>「植生管理の進め方（生物多様性の保全）」という位置づけがややこしい。<b>まずは玉川上水の保全のために植生管理を検討</b>し、一通りの案ができた段階で、生物多様性という観点からそれでいいのか、さらに多様性を強化できないかと考えるのが、検討の順序なのではないか。</li> <li>玉川上水は、両側からアクセスできる細い林が続くととても特殊な環境で、東京都の中でもすごく稀有な環境。<b>拠点を結ぶコリドー</b>であり、「エコロジカル・ネットワーク」に非常に貢献する。</li> <li>玉川上水のネットワークをフルに活用して、<b>沿線にある都立公園や緑地のある大学キャンパスなどあらゆる主体と連携して</b>生物多様性を保全していくということを計画に位置付けてもらいたい。</li> </ul>	<p>第4回委員会にて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>植生管理の進め方</li> <li>ゾーン別植生管理方針</li> </ul> <p>についての検討案を報告 (議事資料 p9～p17)</p>
活用整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>活用整備の目標は、「<b>玉川上水の価値を伝える</b>」ことが<b>1番</b>で、その活用方法の中で、「玉川上水を見せる」ということが2番目に来るべき。</li> <li>中流域に限定しているように感じるが、<b>玉川上水の羽村取水口のところから四ツ谷に入っていく</b>ということ、<b>もう少しイメージできるように</b>書いてもらいたい。</li> <li>外国人が増えていることも意識して作ってほしい。100万都市で、何十キロも引いてきて水道を造ったというのは、非常に価値が高い。ユニークであるということを書いてほしい。</li> <li>歴史的価値を伝えるのと併せて、水と緑の空間ということで、説明板のところに「<b>こういう自然環境としても維持されてきた</b>」ということ<b>をアピール</b>できると、さらに玉川上水を見せることになる。パンフレット、ホームページ、SNSも活用してもらいたい。</li> </ul>	<p>第4回委員会にて、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>活用施策の進め方</li> <li>活用施策</li> </ul> <p>についての検討案を報告 (議事資料 p19～p24)</p>

## (2) 第3回委員会でいただいた主なご意見等 (2/2)

事項	意見・助言等	検討状況
ゾーニング案	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つのゾーンの中でかなり違う状況が見られるところもある。違う性格の環境を同じ管理目標にせず、<b>ゾーン案をもう少し細かくして</b>、管理目標も細分化してはどうか。</li> <li>どれだけゾーンを細かくしても、ミクロに見れば絶対違うところがある。ゾーンの中をさらにサブゾーンに分けながら考えると、もう少し参考になるものが見えるかもしれない。</li> <li>これ以上分割すると細くなるため、<b>大きな括りはこの案として（各ゾーンの中で）配慮すべきところがあることを示す</b>やり方もある。</li> <li>（このゾーン案で進めてみて）来年また補強するなど、ゾーニングが地域の住民、また、訪れる方々にとって、慣れ親しんでいく努力をしていくのが大事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画改定原案のとりまとめに向けて検討中</li> </ul>
保存整備	<p>○ <b>法面保護工</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>どのような工法が本来の法面を残して、そして保護できるのかを検討したうえで、工法を書くべき。</li> <li>法面が少しずつ崩落してくるのは自然の摂理。やるのであれば、木柵、自然物でやってもらいたい。</li> <li>工法については固定せず、「<b>検討すべきこと</b>」としておいた方がよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画改定原案のとりまとめに向けて検討中</li> </ul>
施策案	<p>○ <b>法面や法面に近い法肩に生育する樹木の管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>示された条件を満たすものを全て伐った場合に、<b>玉川上水の景観がどのように変化するのか、生物多様性にどういう影響があるのか</b>を示してもらいたい。</li> <li><b>ゾーン毎に</b>、影響がどのように発生するのかを検討しながら、<b>伐採、剪定など、もう少し丁寧に表現</b>してもらいたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画改定原案のとりまとめに向けて検討中</li> </ul>

## Ⅱ 検討事項

---

- 1 これまでの検討状況
- 2 植生管理の進め方・管理案
  - (1) 目標・基本方針
  - (2) 管理内容 (案)
  - (3) ゾーン別保存整備・植生管理方針
- 3 活用整備の進め方・施策案
- 4 改定計画について

### (1) 目標・基本方針

#### 【第3回検討委員会で確認した内容】

<赤字箇所は、第3回委員会でのご意見を踏まえた修正案>

- ア (史跡「玉川上水」と名勝「小金井 (サクラ)」の保存管理)  
「土木施設・遺構」と一体となって地域と共存し調和してきた「快適な水と緑の空間」を適切に管理し、後世に継承する。
- イ (安全と快適)  
倒木の危険性がある枯損木の点検、安全や景観等に配慮した樹木の維持管理を計画的に行い、周辺地域や来訪者の安全性と快適性を確保する。
- ウ (生物多様性の保全)【新規】  
多様な生きものが生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた管理を適切に行い、エコロジカル・ネットワークの形成に寄与する。
- エ (モニタリング)【新規】  
自然環境の変化を把握できるよう、指標となる種などを中心にモニタリング調査を実施する。
- オ (多様な主体との連携)  
地元住民や地域の団体、玉川上水を管理する関係機関など、多様な主体との情報共有や連携に努めていく。

### (参考) エコロジカル・ネットワークについて

- 「エコロジカル・ネットワーク」とは、優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワークのこと。
- 「エコロジカル・ネットワーク」が形成されることで、生物多様性の向上が期待される。

#### 【エコロジカル・ネットワークのイメージ図】 ※「東京都生物多様性地域戦略」(R5年4月) より引用



- \* コアエリア : 生物多様性の拠点
- \* コリドー : 野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を連結させる生態的回廊
- \* バッファゾーン : 外部からの影響を軽減するための緩衝地域

### 【玉川上水の自然環境】

玉川上水の自然環境は、帯状の緑地を形成しており、「エコロジカル・ネットワーク」において重要なコリドーとしての役割を担い、生物の移動・分散に貢献していると考えられる。

※参考資料p2「玉川上水(中流部)と沿線の緑被分布図」



### (2) 管理内容 (案)

ア 史跡・名勝の歴史的価値の保存を図るため、法面に影響を与える大径木の伐採・剪定による管理、また、ヤマザクラを被圧する樹木の剪定等による管理を優先して実施していく。(※保存整備の実施)

※ 参考資料p3~p7 「法面・法肩に生育する大径木の分布状況」

イ より多くの方が玉川上水を安全・快適に利用し、また、親しめるようにするため、伐採・剪定等による安全性の確保や眺望の確保、樹木の点検等による倒木対策に努める。

#### (枯損木等の伐採及び剪定)

- 倒木防止を図る観点から、枯損木は優先的に伐採するとともに、周辺の民地や道路へ越境する樹木、水路の眺望を著しく妨げる樹木などについて、剪定による樹高調整等を行う。

#### (害虫による枯死被害への対策)

- 被害状況を把握し、害虫防除の処置や枯死被害木の伐採を行う。



←オーバーハング状法面に生育する大径木



←道路側へ大きく越境する樹木



←カシナガ被害木の対策(ビニール被覆養生)

### (2) 管理内容 (案)

ウ ゾーン毎の生物の生育・生息状況や周辺環境の特徴に対応した植生管理（樹木管理、林床管理）を行い、生物多様性の保全に努めるとともに、保存整備や植生管理による環境変化に対するモニタリングを行っていく。

#### ① 樹木管理

- コナラ・クヌギやケヤキ等の大径木化が進行する場所では、劣勢木などを中心に抜き切りを実施し、樹木の更新を図る。
- 常緑広葉樹が増加傾向にある場所や立木の密度が高い場所等では、必要に応じて間伐を実施し、明るい雑木林の環境として管理できるようにする。

#### ② 林床管理

- 柵内の平坦地の下草刈りを定期的に行う。
- アズマネザサ等ササ類の繁茂が著しい場所では、状況に応じて刈り取りを行う。
- 希少種の生育が確認される場所では、可能な限り下草刈りの時期や範囲に配慮し、希少種の保全に取り組む。
- 外来種の侵入に注意し、特定外来種が確認された場合は除去に努める。

### (2) 管理内容 (案)

#### ③ モニタリング

##### ■ 毎木調査

- ・ 水路の法面及び法肩に生育する樹木を対象に、定期的な毎木調査、樹木診断を実施して樹木の生育状況、健全度の把握に努める。
- ・ 樹木診断で被害（幹や大枝の損傷等）が確認された樹木については、継続してモニタリングを行う。

■ 調査サイクル（案）：中流部全域を対象として、5年程度ごと

##### ■ 自然環境調査（全域）

- ・ 玉川上水中流部の自然環境の状態を広域的に把握するため、林床植生調査、植物相調査、動物相調査を実施し、玉川上水中流部に生息・生育する生物の基礎的データを収集する。

■ 調査サイクル（案）：中流部全域を対象として、10年程度ごと

##### ■ 区画調査

- ・ 保存整備や植生管理の実施による自然環境の変化を把握していくため、各ゾーンに調査対象区画を設定し、植生調査等を実施する。

■ 調査サイクル（案）：特定の調査地点において、3年程度ごと

## (3) ゾーン別保存整備・植生管理方針 (案)

【第3回検討委員会で確認した内容】



## (3) ゾーン別保存整備・植生管理方針 (案)

Zone	目標		保存整備 (水路・法面の保全、小金井サクラの保存)			植生管理		
			優先度	主な現況・課題	整備の方向性	主な現況 (樹林構成/林床植生)	課題	植生管理方針
① 小平 監視所 — いこい橋 2.6km	素掘り水路の保全 (現状維持)	「水と緑の空間」の適切な管理	◎ <small>水路のモニタリングによる計画的な法面保全</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直壁、オーバーハング状の法面が連続する、特に<b>深い素掘り水路</b></li> <li><b>法面の崩落発生が多い</b></li> <li>法面の後退傾向</li> <li><b>法面の大径木</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>素掘り水路の保全のため、<b>法面や法面に近い法肩に生育する大径木を伐採</b></li> </ul>	<p>(樹林)緑道と一体となったクヌギ・コナラ主体の落葉広葉樹林</p> <p>(林床)常緑低木が優占しているが、落葉低木も多く見られる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コナラ・クヌギの大径木化</li> <li>ナラ枯れ被害の拡大</li> <li>常緑広葉樹の増加傾向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カシノガキクイムシの害虫防除の処置や枯死被害木の伐採を行う。</li> <li>常緑樹のうち、シュロやトウネズミモチ等の外来種は除伐し、シラカシ等の高木は明るい林内となるよう間伐する。</li> <li>大径木を少しずつ抜き切りし、樹林の若返りを図るとともに、樹種を選別し、成長を促しながら、多様な構成種を維持する。</li> <li>定期的な下草刈りと併せて状況に応じてササ刈りを実施する。</li> </ul>
② いこい橋 — 小川 水衛所跡 2.2km			○ <small>水路のモニタリングによる計画的な法面保全</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>直壁、オーバーハング状の法面が連続する、特に<b>深い素掘り水路</b></li> <li>法面の後退傾向</li> <li><b>法面の大径木</b></li> </ul>		<p>(樹林)緑道と一体となったクヌギ・コナラ主体の落葉広葉樹林</p> <p>(林床)落葉低木が優占しているが、常緑低木も多く見られる。</p>		

## Ⅱ - 2 植生管理の進め方・管理案

Zone	目標			保存整備 (水路・法面の保全、小金井サクラの保存)			植生管理		
				優先度	主な現況・課題	整備の方向性	主な現況 (樹林構成/林床植生)	課題	植生管理方針
③ 小川 水衛所跡   小金井橋  3.1km	素掘り 水路の 保全 (現状 維持)	ヤマザクラ の 保存	「水と 緑の 空間」 の 適切 な 管理	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>直壁、オーバーハング状の法面が連続する、比較的深い素掘り水路</li> <li>法面の後退傾向</li> <li>法面の大径木</li> <li>ヤマザクラの樹勢低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>素掘り水路の保全のため、<b>法面や法面に近い法肩に生育する大径木は、伐採</b></li> <li>ヤマザクラの保護・保存のため、日照などを阻害する被圧木は<b>剪定又は伐採</b></li> </ul>	<p>(樹林)ケヤキが優占する落葉広葉樹林に、ヤマザクラが混生</p> <p>(林床)左岸で<b>ササ類が優占</b>しており、右岸ではササ類と低茎草本が多く見られる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ケヤキの大径木化</b></li> <li>林内のやぶ化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケヤキは成長が早いため、大径木化しないよう抜き切りし、樹林の更新を図る。</li> <li>定期的な下草刈りと併せて状況に応じてササ刈りを実施する。</li> </ul>
④ 小金井橋   境橋  2.7km				◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>傾斜状で開放的な水路</li> <li>補植整備によるヤマザクラ並木の形成</li> <li>伐採木の萌芽管理(補植したヤマザクラへの再被圧)</li> </ul> <p>※ サクラ補植整備済区間 : 小金井橋～梶野橋</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヤマザクラの保護・保存のため、日照などを阻害する被圧木は<b>剪定又は伐採</b></li> <li>萌芽により成長した樹木は、定期的に剪定し、繁茂を抑制</li> </ul>	<p>(樹林)補植整備済区間では、<b>ヤマザクラ主体</b>の落葉広葉樹林</p> <p>(林床)補植整備区間において<b>高茎草本が多く見られる。</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>補植したヤマザクラの保護</b></li> <li>林内のやぶ化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補植整備済区間では、定期的な下草刈りを実施して、サクラの保護と草地の維持に努める。</li> <li>その他の区間でも、定期的な下草刈りと併せて状況に応じてササ刈りを実施する。</li> </ul>

## Ⅱ - 2 植生管理の進め方・管理案

Zone	目標		保存整備 (水路・法面の保全、小金井サクラの保存)			植生管理		
			優先度	主な現況・課題	整備の方向性	主な現況 (樹林構成/林床植生)	課題	植生管理方針
⑤ 境橋   萬助橋 3.3km	素掘り水路の保全 (現状維持)	「水と緑の空間」の適切な管理		・ 傾斜状の水路	・ 法面や法面に近い法肩に生育する大径木の伐採(一部の区間)	(樹林)ムクノキ等の落葉広葉樹林や常緑樹の混交林 (林床)ササ類が優占しているが、落葉低木や低茎草本も多く見られる。	・ 現状の混交林の維持 ・ 林内のやぶ化	・ ムクノキ、イヌシデ、エゴノキなどの落葉広葉樹を極力残し、シラカシやアラカシなどの常緑樹と混生する樹林の維持に努める。 ・ 定期的な下草刈りと併せて状況に応じてササ刈りを実施する。
⑥ 萬助橋   東橋 2.3km			◎ 水路のモニタリングによる計画的な法面保全	・ 急傾斜の法面と様々なタイプの護岸が多い水路(蛇行区間あり) ・ 法面の崩落発生が多い	・ 法面に法面に近い法肩生育する大径木の伐採(一部の区間)	(樹林)ムクノキ等の落葉広葉樹林や常緑樹の混交林 (林床)ササ類が優占しているが、低茎草本も多く見られる。	・ 現状の混交林の維持 ・ 林内のやぶ化	・ ムクノキ、イヌシデ、エゴノキなどの落葉広葉樹を極力残し、シラカシやアラカシなどの常緑樹と混生する樹林の維持に努める。 ・ 定期的な下草刈りと併せて状況に応じてササ刈りを実施する。
⑦ 東橋   浅間橋 1.8km				・ 傾斜状で比較的深い素掘り水路 ・ 法面の後退傾向 ・ 法面の大径木	・ 素掘り水路の保全のため、法面や法面に近い法肩に生育する大径木は、伐採(一部の区間)	(樹林)ムクノキ等の落葉広葉樹林や針葉樹の混交林 (林床)左岸側では常緑低木が優占し、右岸側ではササ類が優占している。	・ 現状の混交林の維持 ・ 林内のやぶ化	・ ムクノキ、イヌシデ、エゴノキなどの落葉広葉樹を極力残し、ヒノキやサワラなどの針葉樹と混生する樹林の維持に努める。 ・ 広範囲に分布するアズマネザサは基本的に刈り取り*、広葉樹の実生や草本が生育できる環境となるよう努める。 (*場所によっては現状の高さで維持) ・ 定期的な下草刈りを実施する。

## Ⅱ 検討事項

---

- 1 これまでの検討状況
- 2 植生管理の進め方・管理案
- 3 活用整備の進め方・施策案
  - (1) 目標・基本方針
  - (2) 施策の進め方
  - (3) 実施施策 (案)
- 4 改定計画について

### (1) 目標・基本方針

#### 【第3回検討委員会で確認した内容】

<赤字箇所は、第3回委員会でのご意見を踏まえた修正案>

ア 史跡「玉川上水」や名勝「小金井（桜）」の来訪者や地元住民等に、玉川上水の歴史的価値とその保存に向けた取組への理解を深めていただくため、3つの目標を設定し、目標に沿った施策を展開する。【一部改定】

#### 目 標

玉川上水の歴史的価値を伝える

玉川上水を見せる

より多くの人々が安全・快適に利用し、親しめるようにする

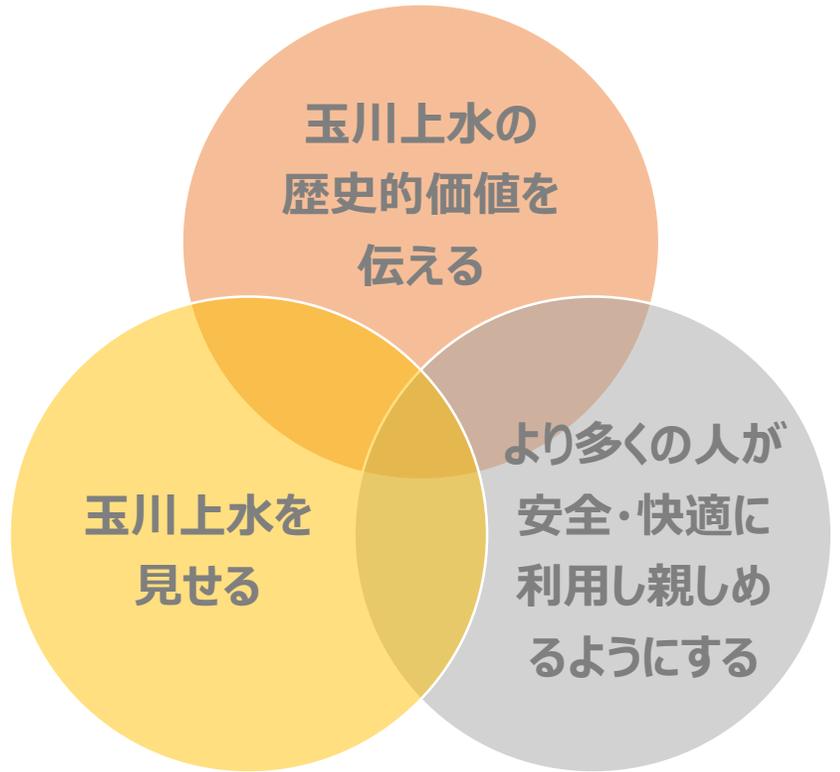
イ 保存整備と並行して、可能な施策から順次実施する。【継続】

ウ 保存整備の実施箇所と連動して、公開のための施策を展開する。【継続】

エ 関係機関が設置・管理する施設等に関連する取組は、関係機関との連携を図りながら段階的に整備ができるよう努める。【継続】

(2) 施策の進め方

〔 目 標 〕



目標に沿った施策・取組を順次実施、展開する

- ① 現地施設等の改善
  - 説明板の更新
  - 眺望の確保と公開
- ② 普及・啓発（学びの機会の提供）
  - 水道歴史館（水道局PR施設）の活用による普及・啓発
  - 玉川上水の歴史に触れるイベントの実施
- ③ 情報発信
  - ホームページの改善
  - パンフレットの更新
- ④ 関係機関との連携
  - 散策ルートや便益施設の案内
  - フェンスデザインの統一性の創出

### (3) 実施施策(案)

#### ① 現地施設等の改善

##### ● 説明板の更新【拡充】

- ・ 中流部に設置している説明板（7箇所）について、より多くの方に史跡玉川上水への理解を深めていただけるよう、情報の充実化を図り、更新する。

##### ● 眺望の確保と公開【一部新規】

- ・ 玉川上水を来訪した方が水路を眺めながら散策できるように、適切な植生管理により橋からの眺望を確保していくとともに、より多くの人に玉川上水へ来訪していただくきっかけとなるよう、**玉川上水の四季の様子などをSNS等を活用して発信していく。**



説明板の更新（小川橋、鷹の橋、小川水衛所跡、平右衛門橋、境水衛所跡、三鷹橋、どんどん橋）



紅葉の季節（福生市・武蔵野橋付近）



桜の季節（小金井市・関野橋付近）

## (3) 実施施策(案)

### ② 普及・啓発(学びの機会の提供) ※ 参考資料p8「玉川上水関連の企画(令和5年度の東京都水道局取組)」

- **東京都水道局施設の活用による普及・啓発【継続】**
  - ・ 水道局のPR施設である東京都水道歴史館(文京区)において、玉川上水など江戸・東京の水道事業の歴史に関する文献等の収集や「上水記」などの展示公開等を行っていく。
- **玉川上水の歴史に触れるイベントの実施【一部新規】**
  - ・ 史跡玉川上水への理解を深めていただけるよう、**玉川上水の歴史等をテーマとする講演会**を実施する。また、より多くの方に玉川上水を訪れていただけるよう、玉川上水の名所を歩く、ウォーキングイベントを実施する。



『上水記』  
第二巻 玉川上水水元絵図(部分)  
玉川上水開削から137年後の寛政3年(1791)  
につくられた江戸上水の公式記録

### ③ 情報発信

- **ホームページの改善【拡充】**
  - ・ 水道局のHPにおいて、玉川上水の情報をもとめて入手できるように、引き続き、東京都各局や地元自治体などの関係機関とも連携しながら、**内容を充実させていく**とともに、**随時、更新を図っていく**。
- **パンフレットの更新【拡充】**
  - ・ 玉川上水の概要や歴史を紹介する**パンフレットを更新し**、近隣公立施設等への配置を進める。



(玉川上水パンフレット)

### (3) 実施施策 (案)

#### ④ 関係機関との連携

##### ● 散策ルートや便益施設の案内【継続】

- ・ 玉川上水や周辺の文化施設等の来訪のきっかけとなるよう、水道局HPにおいて、地元自治体等が設定した散策ルートを紹介するとともに、トイレなどの便益施設についても分かりやすく紹介するなど、安心して利用できるように、情報を充実する。

##### ● フェンスデザインの統一性の創出【継続】 ※高さの基準を改定

- ・ 道路や緑道の管理者がそれぞれ設置しているフェンスについて、文化財としてのまとまりを創出するため、今後の更新に当たっては、統一的なデザインとなるよう、各管理者に働きかけていく。
- ・ 基本的な規格は、現行計画の考えを引き継ぎ、高さの基準について見直しを図る。

##### < 基本的な規格 >

- 存在を強調しすぎないシンプルなデザインで、フェンス外側の利用状況や周辺地の景観に調和したものとする。
- 素材は、保安施設としての耐久性を維持できるもので、可能な限り自然素材を使用する。
- 色彩は、存在を強調しすぎない明度・彩度の低いものとする。

### (3) 実施施策 (案)

※ 参考資料 p9~p10 「緑道・歩道のフェンス (現況)」

#### < 高さの基準の見直し >

- 玉川上水の水路深は約 3 ~ 8 mあることから、より安全に利用できるようにするために、今後のフェンスの更新にあたっては、高さの基準を転落防止柵に統一
- 準拠する基準を、国土交通省「防護柵の設置基準」や、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に見直し

#### 現 行

< 「史跡玉川上水整備活用計画」 (H21年8月策定) p28 >

「公園施設設計施工基準」に準拠し、**法面の状況に応じて**次のとおりとする。

- ・オーバーハング状又は直壁状法面の箇所  
: **転落防止柵 (高さ110cm)**
- ・傾斜状法面等 : **立入防止柵 (高さ50cmから80cm)**

#### 改定案

**水路への転落等を防止するため、**

- ・「防護柵の設置基準\*1」及び
  - ・「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル\*2」
- に準拠し、**転落防止柵 (高さ110cm以上)**とする。

\*1 国土交通省「防護柵の設置基準 (H16.4.1適用)」第3章 歩行者自転車用柵

\*2 東京都福祉局「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル (R5.10.1施行)」  
3 公園編 ⑤転落防止等



## Ⅱ 検討事項

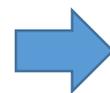
---

- 1 これまでの検討状況
- 2 植生管理の進め方・管理案
- 3 活用整備の進め方・施策案
- 4 改定計画について
  - (1) 改定のポイント
  - (2) 骨子 (案)

## Ⅱ - 4 改定計画について (1) 改定のポイント

### ① 改定の考え方 ※第1回委員会資料より再掲

- 現行の整備活用計画に基づく取組の継続が必要
- 新たに発生した課題への対応が必要



これまでの取組を検証した上で、計画改定を検討

目 的	水道局が関係機関等と連携して取り組むべき施策をとりまとめ	
対象範囲	玉川上水中流部（小平監視所～浅間橋 約18km）	
計画期間	令和6年度中 ～ 令和15年度（概ね10年間）	
検討の 前提条件	水質・水量	・ 中流部の <u>水量及び水質</u> については、 <u>現状維持</u> を前提とする
	水路・法面	・ 法面の崩落危険箇所が継続して発生しているため、引き続き、「活用整備」だけでなく、「 <u>保存整備</u> 」も実施する
	樹 木	・ 玉川上水は地域に親しまれる緑の空間であることや、生物多様性の保護の観点から、法面崩落の危険性が高い箇所などで伐採が必要な場合を除き、 <u>史跡・名勝と緑との調和を図る</u>
	そ の 他	・ 玉川上水の周辺では、すでに地元団体等による多様な活動が行われていることから、施策の推進にあたっては、 <u>関係機関や地元団体等との協働を進める</u>

## ② これまでの検討状況 (まとめ)

### 【第1回検討委員会で示した計画改定の論点】

事 項	課 題
水路・法面の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>法面の崩落危険箇所への喫緊の対応 (法面補修・雨水流入対策)</li> <li>将来にわたり現状の水路機能を維持するための対応 (樹木対策等)</li> </ul>
小金井サクラの保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>サクラを被圧する樹木への対応</li> <li>モデル区間の適切な維持管理をするための対応</li> </ul>
植生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風被害やナラ枯れ等の近年の状況を踏まえた樹木管理</li> <li>生物多様性に配慮した植生管理の考え方</li> </ul>
活用整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設 (説明板等) の更新、内容の充実</li> <li>地元自治体との連携及び P R 活動の継続</li> </ul>

### 【第2回・第3回・第4回委員会での検討内容】

#### ● 保存整備・管理のためのゾーニング

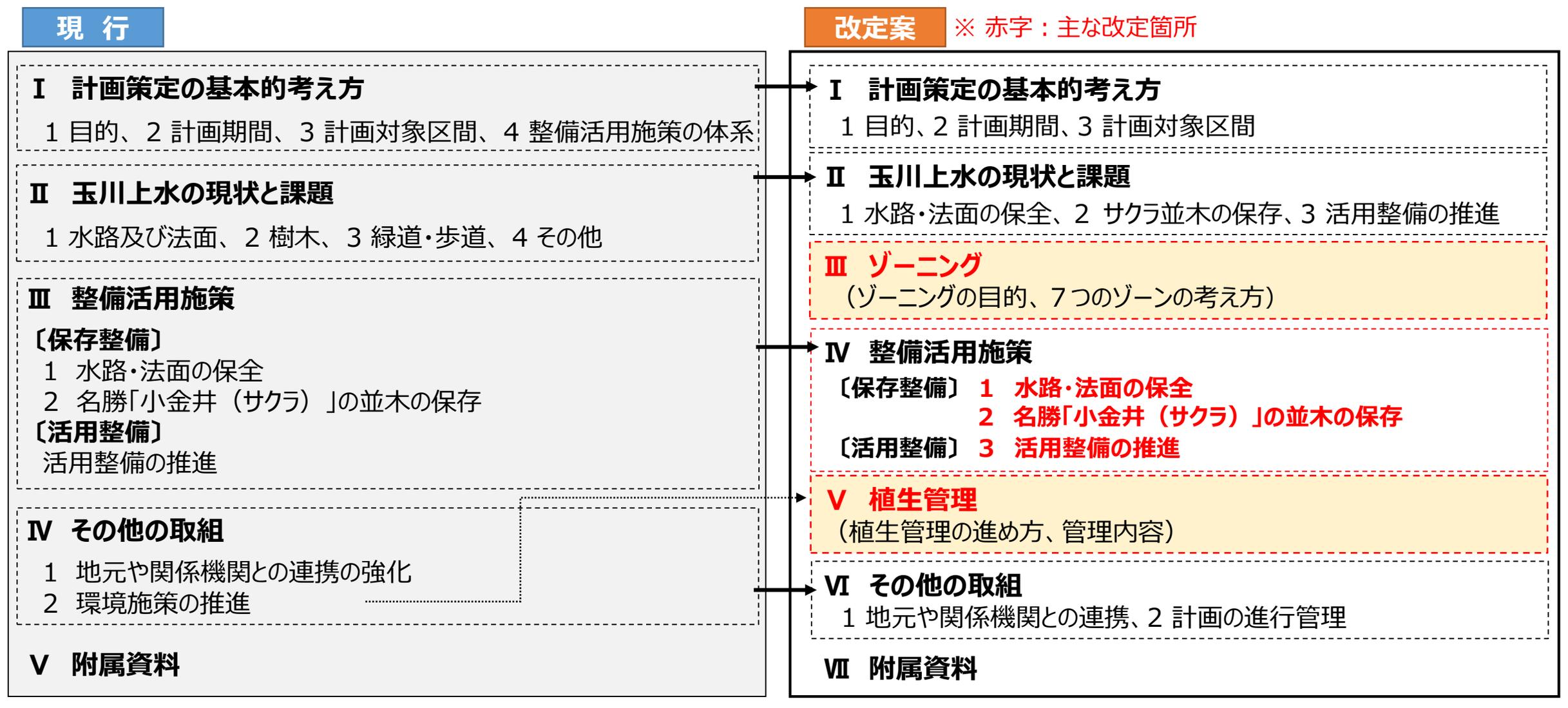
- 水路・法面の保全の進め方
- **優先整備区間 (ゾーン) の設定**
- **モニタリング**に基づく計画的な保全とデータの蓄積
- 法面保護工、法面に生育する**大径木の管理**

- **名勝小金井 (サクラ) の保存の進め方**
- 関係機関と連携・協働した取組の継続
- **補植整備済区間の管理方針**

- **植生管理の進め方**
- **基本方針とゾーンの特徴に応じた植生管理方針**
- **モニタリング**による環境変化の把握

- **活用整備の進め方**
- 基本方針 (「玉川上水の**歴史的価値を伝える**」等)
- 継続すべき施策、**新規・拡充**する施策

③ 改定計画の体系 (構成案)



## Ⅱ - 4 改定計画について (2) 骨子 (案)

目次		概要
<b>I 計画策定の考え方</b>		
<b>1 目的</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「保存管理計画」に基づき、今後、東京都水道局が、関係機関等と連携して取り組むべき施策を明らかにすることを目的に策定</li> </ul>	
<b>2 計画期間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年度中から令和15年度までの概ね10か年</li> </ul>	
<b>3 計画対象区間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中流部（小平監視所から浅間橋までの約18km）</li> </ul>	
<b>Ⅱ 玉川上水の現状と課題</b>		
<b>1 水路・法面の保全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水路・法面の保全を目的に樹木対策や法面保護工を実施</li> <li>令和4年度の現況調査の結果、霜崩れや乾燥剥離など様々なタイプの法面の崩落を確認</li> <li>法面や法面に近い法肩に生育する樹木の根系発達が要因と思われる法面の形状変化</li> <li>台風による倒木や幹折れ被害の増加、ナラ枯れ樹木の枯死の拡大</li> </ul>	
<b>2 名勝「小金井(サクラ)」の並木の保存</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小金井橋から梶野橋までの約2kmの区間で、東京都教育庁や地元自治体等と連携して、被圧樹木への対処やサクラの補植などの保存整備を実施</li> <li>伐採した被圧樹木の萌芽更新、その後の成長による補植したヤマザクラへの再被圧が発生</li> <li>補植整備により形成されたヤマザクラを中心とする並木の適切な維持管理が必要</li> </ul>	
<b>3 活用整備の推進</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉川上水に親しみ、理解を深めていただくため、現地の施策等の改善やPR活動の強化などの取組を実施</li> <li>これまでの取組について現状を把握した上で、今後の活用整備の取組内容を検討</li> <li>関係機関との連携により進める取組は、継続的な働きかけが必要</li> </ul>	

目次	概要
----	----

Ⅲ ゾーニング

1 ゾーニングの目的

- 玉川上水中流部は約18 kmに及ぶものであり、素掘りの開渠が多く残されているとともに、法面形状や水路深、植生等の自然環境などの違いにより、様々な現況を有するため、一定の区間でゾーニングし、ゾーン毎の特徴や課題に対応した保存管理や優先度の考え方等を整理

2 ゾーニング

- 玉川上水中流部の現況を4つの指標により類型化し、7つのゾーンに区分



目次	概要
<b>Ⅳ 整備活用施策</b>	
<p>〔保存整備〕  <b>1 水路・法面の保全</b></p>	<p><b>&lt;基本方針&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 水路・法面の崩壊を未然に防止し、良好な状態で保存するとともに、倒木等により周辺地に影響を与えることのないように整備</li> <li>• 長年にわたり手入れをしながら継承されてきた特性を踏まえ、保存整備に当たっては、現状維持を基本とし、可能な限り遺構（素掘り法面）の景観を損なわない方法で保存・整備</li> <li>• 緑と史跡空間として親しまれていることから、可能な限り水路・法面の保全と緑との調和を図り、玉川上水の生物多様性の保全にも寄与していく</li> <li>• ゾーニングに基づいた優先度を明確にし、緊急度の高い箇所を抽出して段階的に保全を図る</li> <li>• 中流部の水量及び水質については、現状を維持する</li> <li>• 水路・法面の状況についてモニタリングを実施し、水路・法面の形状データを蓄積するとともに、崩落箇所の早期把握、崩落の予兆把握に努める</li> </ul> <p><b>&lt;施策の進め方&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 法面の後退傾向や法面保護工事の施工歴が多い区間については、優先整備区間（ゾーン①,②,⑥）として、優先的な保存整備を実施</li> <li>• 優先整備区間では、2～3年ごとに水路踏査及び横断測量調査を実施し、法面の形状をモニタリングしながら、計画的な水路・法面の保存整備（大径木の管理や法面保護工）を行い、素掘り水路を保全に努める</li> <li>• 優先整備区間以外のその他区間では、5年ごとに水路踏査及び横断測量調査を行い、水路・法面の状況をモニタリング</li> <li>• 水路踏査及び横断測量調査で法面の変状等が確認された場合で、「フェンスと法肩が近接し、法肩部の浸食が確認された箇所」や「既設護岸の損傷により、法面崩落が確認される箇所」については、保全の緊急性が高いと判断し、優先して対策（法面保護工等）を講じる</li> </ul> <p><b>&lt;実施施策&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• モニタリング：水路踏査及び横断測量調査により、水路・法面の状況をモニタリングするとともに、形状データを蓄積</li> <li>• 法面保護工：崩落の発生や崩落の兆候が認められた箇所に対して、法面保護工を実施</li> <li>• 法面や法面に近い法肩に生育する樹木の管理：法面や法面に近い法肩に生育し、法面等の崩壊に伴い倒木する恐れの高い樹木や根系発達により法面の崩落を進行させる恐れの高い樹木は、法面保全のため伐採</li> </ul>

目次	概要
<h2>Ⅳ 整備活用施策</h2>	
<p>〔保存整備〕  <b>2 名勝「小金井(サクラ)」の並木の保存</b></p>	<p><b>&lt;基本方針&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名勝区間におけるヤマザクラの並木を良好な状態で保存及び復活する</li> <li>・緑の史跡の空間として親しまれていること、樹木が環境や景観に貢献していることなどを考慮し、可能な限り、史跡の保全・ヤマザクラの保護と緑との調和を図る</li> <li>・ヤマザクラの保護や補植に当たっては、東京都教育庁、地元自治体等との協働により、取組を推進する</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【役割分担】 教育庁：名勝の管理者としてヤマザクラの補植、維持管理  水道局：ヤマザクラを被圧する樹木の剪定・伐採、補植場所提供  地元自治体等：ヤマザクラの苗木の準備、提供</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤマザクラの保全状況や補植整備後の周辺環境などについて、関係機関が協力して情報共有を図る</li> </ul> <p><b>&lt;施策の進め方&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補植整備済区間では、整備により形成されたヤマザクラの並木を良好な状態で維持していくため、優先整備区間として、萌芽更新により成長した樹木が、再度、高木等に成長しないよう剪定・伐採を行いながら管理。また、ヤマザクラ並木の林床に生育する多様な植生を維持できるよう、定期的な下草刈りを実施</li> <li>・その他の名勝区間では、現存のヤマザクラを保護するため、ヤマザクラの樹勢に影響を与えている高木等については、剪定等を実施。また、枯死や欠損により補植が必要な箇所には、東京都教育庁や地元自治体等の要望に合わせて、水路・法面の保全にも配慮しながら補植適地を提供し、被圧樹木の剪定、伐採等の整備を実施</li> </ul> <p><b>&lt;実施施策&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤマザクラを被圧する樹木への対処：ヤマザクラを被圧しているケヤキ等の樹木の剪定、伐採等により、日照条件を改善。伐採後の樹木が再度、大径木化する前に剪定等を行い、ヤマザクラの生育環境を維持</li> <li>・ヤマザクラの補植：名勝を良好な状態で将来に継承していけるよう、関係機関と協働し、後継樹の補植・育成に取り組んでいく。水道局は施設の維持管理等に配慮しながら、東京都教育庁、地元自治体等の要望に合わせて補植適地を提供する</li> <li>・ヤマザクラ並木の維持(ゾーン④のうち補植整備済区間)：萌芽更新により成長した樹木が再度、高木等に成長しないよう、2～3年に1度、剪定・伐採を実施。下草刈り(年3回程度)を行い、ヤマザクラ並木の林床に形成された草地の保全に努める</li> </ul>

## Ⅱ - 4 改定計画について (2) 骨子 (案)

目次	概要
<b>Ⅳ 整備活用施策</b>	
<p>〔活用整備〕 3 活用整備の推進</p>	<p>＜基本方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>史跡「玉川上水」や名勝「小金井（サクラ）」の来訪者や地元住民等に、玉川上水の歴史的価値とその保存に向けた取組への理解を深めていただくため、3つの目標を設定し、目標に沿った施策を展開していく             <ul style="list-style-type: none"> <li>目標1：玉川上水の歴史的価値を伝える</li> <li>目標2：玉川上水を見せる</li> <li>目標3：より多くの人々が安全・快適に利用し、親しめるようにする</li> </ul> </li> </ul> <p>＜施策の進め方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保存整備と並行して、可能な施策から順次実施</li> <li>保存整備の実施箇所と連動して、公開のための施策を展開していく</li> <li>関係機関が設置・管理する施設等に関連する施策は、関係機関との連携を図りながら段階的に整備ができるよう努めていく</li> </ul> <p>＜実施施策＞</p> <p>※第4回検討委員会における検討事項を反映予定</p>
<b>Ⅴ 植生管理</b>	
<p>—</p>	<p>＜基本方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「土木施設・遺構」と一体となって地域と共存し調和してきた「快適な水と緑の空間」を適切に管理し、後世に継承していく</li> <li>倒木の危険性がある枯損木の点検、安全や景観等に配慮した樹木の維持管理を計画的に行い、周辺地域や来訪者の安全性と快適性を確保する</li> <li>多様な生きものが生息・生育する自然環境を保全できるよう、玉川上水の特徴を踏まえた管理を適切に行い、エコロジカル・ネットワークの形成に寄与する</li> <li>自然環境の変化を把握できるよう、指標となる種などを中心にモニタリング調査を実施していく</li> <li>地元住民や地域の団体、玉川上水を管理する関係機関など、多様な主体との情報共有や連携に努めていく</li> </ul> <p>＜管理内容＞</p> <p>※第4回検討委員会における検討事項を反映予定</p>

# Ⅱ - 4 改定計画について (2) 骨子 (案)

目次		概要
<b>Ⅵ その他の取組</b>		
	<b>1 地元や関係機関との連携</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>玉川上水の保存整備や活用整備を行うにあたり、地元住民・団体や関係機関との連携を円滑に進めるため、既存の協議会の活用などにより、情報共有や意見交換を実施していく</li> </ul>
	<b>2 進行管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡・名勝の価値と保存の必要性が広く理解され、玉川上水が次の世代へ適切に引き継がれるよう、進行管理を行っていく</li> </ul>
<b>Ⅶ 附属資料</b>		
	—	(省略)